

# 阪神水道企業団談合情報対応マニュアル

制 定 平成9年7月7日

改 正 平成15年4月1日

平成20年4月1日

談合通報があった場合は、原則として次のとおり取り扱うものとする。

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認、調書の作成

工事・物品等の入札について談合に関する情報があった場合には、できる限り当該情報の提供者の住所、氏名等を確認のうえ、総務部総務課長へ連絡すること。

### 2 報告

総務部総務課において談合情報票（様式1）を作成し、速やかに阪神水道企業団公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）委員長（以下「委員長」という。）に報告を行うこと。

### 3 委員会の審査

委員長は、2により報告を受けた場合、委員会を招集し、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議する。ただし、その審議事項について緊急やむを得ない事情のため、委員長において委員会を招集する暇がないと認めるときは、委員長において判断できるものとする。

### 4 公正取引委員会への通報等

委員会の審議を経て、第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、公正取引委員会へ通報する。

談合情報の内容により委員会が必要と認めるときは、対応の検討について、公正取引委員会と事前に協議するなど連携を図るものとする。

## 第2 具体的な対応

### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

#### (1) 事情聴取

談合情報の具体性を勘案して入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの期間を考慮して、入札日の前日又は入札開始時刻までに行うこと。

事情聴取を行う時間的余裕がない場合は、談合情報の信憑性等を考慮して、入札を執行するか入札期日を延期するかのいずれかにより対応すること。

事情聴取の結果については、事情聴取書（様式2）を作成する。

#### (2) 談合の事実があったと認められる場合

阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号。以下「契約規程」という。）

第12条第1項の規程を適用し、入札を中止し、又は入札期日を延期する。

(3) 談合の事実があったと認められない場合

ア 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかとなった場合、入札を無効とする旨の注意を行った後に入札を執行する。

イ 入札執行時、入札参加者に第1回の入札書に対する工事費内訳書を提示するよう要請する。入札日当日に事情聴取を行うなど工事費内訳書の提示が困難な場合は、後日提示することを求め、入札を執行する。

(4) 入札後、工事費内訳書等により明らかに談合の事実があったと認められた場合、契約を保留するか若しくは解除する。

(5) (1)で談合情報の具体性が低いと判断して事情聴取を行わなかった場合で、入札後に入札結果が談合情報と合致している場合は、事情聴取を行う。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

(1) 契約締結前の場合

ア 事情聴取

談合情報を勘案して入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取をおこなう。聴取結果については、事情聴取書を作成する。

イ 談合の事実があったと認められる場合

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、契約規程第14条第5号の規程を適用し、入札を無効とする。

ウ 談合の事実があったと認められない場合

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ落札者と契約を締結する。

(2) 契約締結後の場合

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については事情聴取書を作成する。なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、着工工事等の進捗状況を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

3 公正取引委員会への報告

1及び2について、その経過を公正取引委員会へ報告する。ただし、必要と認められる場合は、その都度報告する。

第3 談合情報の内容により、委員会においては上記第2の具体的な対応を基本方針とし適宜必要と認められる措置をとることができるものとする。

附 則

このマニュアルは、平成9年7月7日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成20年4月1日から施行する。

(様式1)

談 合 情 報 票

平成 年 月 日

通報を受けた日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
件 名	
入札(予定)日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	
受信者	
通信手段	
情報内容	
応答の概要	
備考	

(様式2)

事 情 聴 取 書

平成 年 月 日

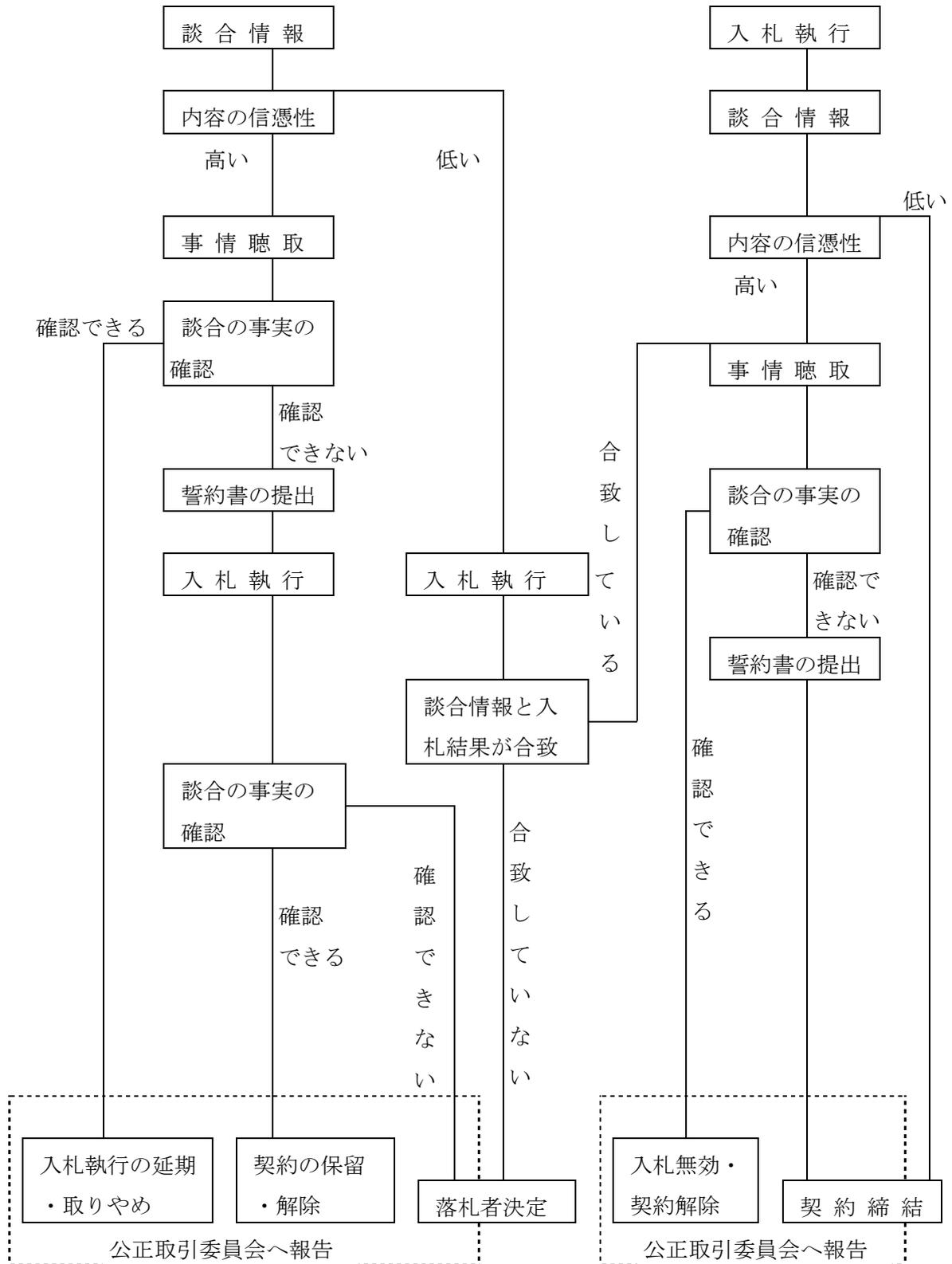
件 名	
業 者 名 事情聴取を受けた者	
事 情 聴 取 者	
日 時	1回目 平成 年 月 日 時 分～ 時 分
	2回目 平成 年 月 日 時 分～ 時 分
場 所	
<p>(聴取内容)</p> <p>① 入札に先立ち、落札業者が決定している(た)との情報があるが、そのような事実はあるか。</p> <p>② 落札価格をしっている(た)か。</p> <p>③ 本件入札について、他社の人物と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがあるか。あるとすれば、どのような内容のものであったか。</p> <p>④ 業者間で上記のことが行われている(た)との噂を聞いたことがあるか。</p> <p>⑤ その他</p>	

(業者側回答)

談合情報対応流れ図

入札執行前に談合通報があった場合

入札執行後に談合通報があった場合



□部分は、公正入札調査委員会で判断する。